

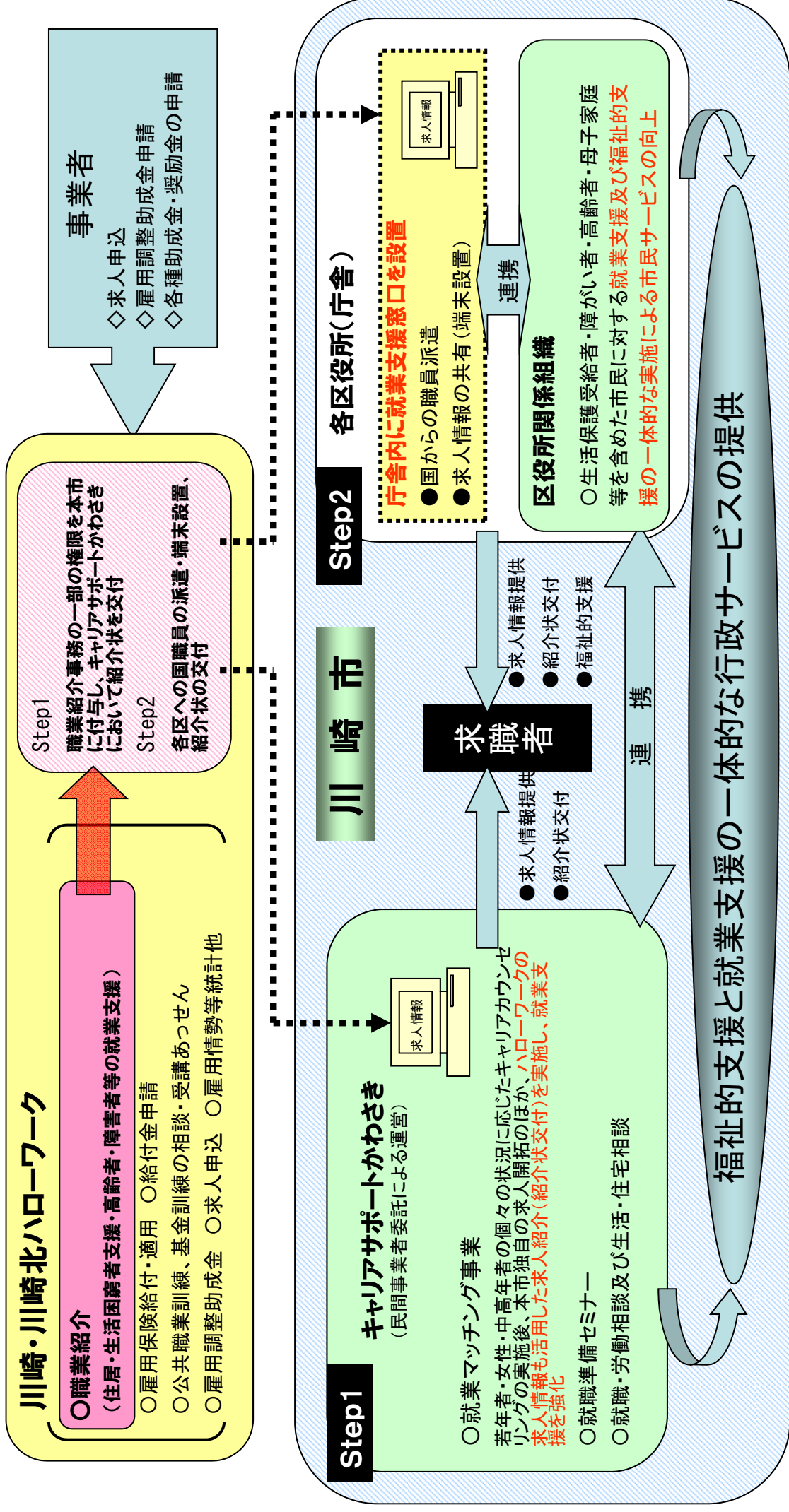
ハローワークとの一体的な就業支援の実施について(川崎市)

Step1

現在ハローワークが行っている職業紹介に関する事務権限の一部を本市が受任し、市の委託を受けて「キャリアサポートかわさき」を運営する民間事業者に対し、ハローワークの求人情報の活用及び紹介状の交付等の職業紹介に関する権限を付与することによって、本市就業支援事業の強化を図る。

Step2

各区においては、ハローワーク求人端末による情報の共有化及び国からの職員の派遣により就業支援窓口を設置し、これを活用した生活保護受給者、障がい者、高齢者等に対する福祉的支援と就職支援との一体的な実施により、求職者に対する就業・自立支援の強化と市民サービスの向上を図る。



アクション・プランを実現するための提案（追加提案）

川 崎 市

1 提案の概要

本市における平成24年5月の有効求人倍率は、全国0.81倍に対して0.49倍となるなど依然として厳しい雇用情勢が続く中、特に、リーマンショック以降急激に増加している生活保護受給者やそのボーダーライン層などの生活困窮者に対する就労・自立支援を効果的に行うため、モデルケースとして市内2区役所に求人情報探索機、紹介端末の設置及びハローワーク職員の配置による福祉的な支援機能を有する市と職業紹介機能を有するハローワークとの「一体的な実施」についての追加提案を行う。

2 提案理由

現在、本市では、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」（高津区溝口1-6-10）において、就業マッチング事業（無料職業紹介）を行っており、平成24年4月からは、求職者の利便性の向上を図るとともに区役所と連携した効果的な就業支援を行うため、新たに川崎区役所（川崎区東田町8）と多摩区役所（多摩区登戸1775-1）での就職相談を開始したところである。

また、平成23年11月に神奈川労働局と「福祉から就労」支援事業に関する協定書を締結するとともに、庁内に「生活保護自立支援対策会議」を設置するなど、生活保護受給者等の自立支援が大きな課題となっている。

一方、市内には、ハローワーク川崎（川崎区）、ハローワーク川崎北（高津区）、ハローワークプラザ新百合ヶ丘（麻生区）があるが、本市の東西に細長い特徴的な地形を鑑みると、生活保護受給者等の相談窓口がある7区役所からの利便性という面では十分とはいえ、支援対象者や市の職員がハローワークまで出向く際の時間的なロスも大きい、個々の支援対象者に寄り添いながらきめ細かい支援を行うには、区役所とハローワークの地理的な隔たりという弊害を取り除くことが重要である。

そのためには、ハローワークの職業紹介機能を求人情報端末の設置とハローワーク職員の配置という形で市民に身近な区役所に付加し、ケースワーカー、自立生活支援相談員、ハローワーク職員とが密接に連携することによって、支援対象者に対する効率的かつ効果的な支援が可能となる。

3 提案の内容

（1）支援対象者

区役所保健福祉センター（福祉事務所）保護課が関わる生活保護受給者等の生活困窮者とし、一般求職者は対象外とする。

(2) 設置（配置）場所

当面はモデルケースとして、ハローワークからの利便性等を考慮し、次の2区役所とする。

- ① 幸区役所（川崎市幸区戸手本町1-11-1）
- ② 宮前区役所（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

(3) 設置（配置）内容

各区ともハローワーク職員1~2名、紹介端末1~2台、求人情報探索機1~3台（要検討）を区役所の開庁時間（平日8:30~17:15、ただし、12時~13時を除く）に合わせて常設で設置する。

(4) 一体的な実施の内容

各区役所に配置されたハローワーク職員が、保健福祉センター保護課のケースワーカーや自立生活支援相談員等の市職員と連携しながら、支援対象者個々の状況に応じて職業相談・職業紹介などの適切な支援を行う。

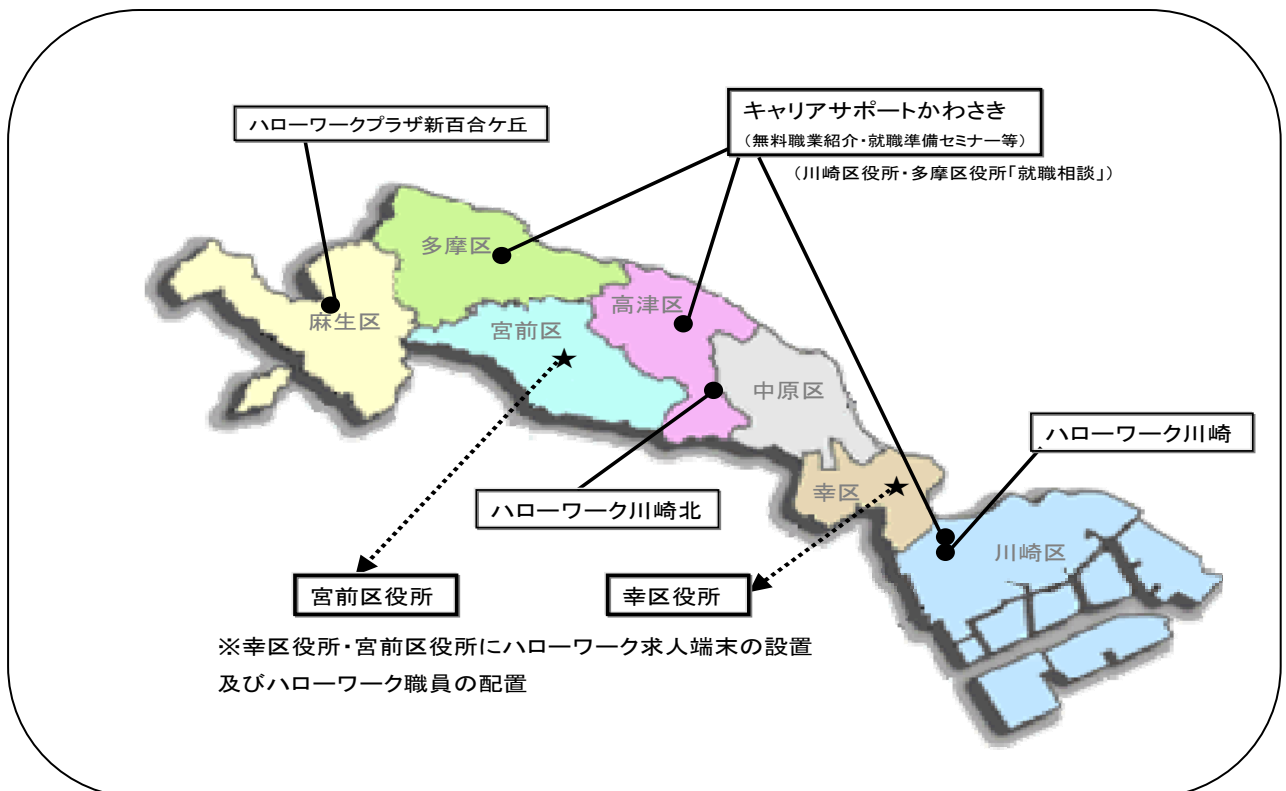
(5) 一体的な実施の開始時期

平成25年4月（予定）

4 追加提案の概要図

別紙「ハローワークとの一体的な就業支援の実施について（追加提案）」のとおり

5 市内就労支援拠点の配置図



ハローワークとの一体的な就業支援の実施について(追加提案)

区役所(モデル的に1~2箇所を想定)におけるハローワーク求人端末の設置及び国(ハローワーク)からの職員の派遣により就業支援窓口を設置するとともに、区関係部署等と連携し、生活保護受給者等に対する就職支援と福祉的な支援を国と市が協力して一体的に実施することにより、求職者に対する就業・自立支援体制の強化と市民サービスの向上を図る。

神奈川労働局(ハローワーク)

- ◆川崎ハローワーク(川崎区)
 - ◆川崎北ハローワーク(高津区)
 - ハローワークプラザ新百合ヶ丘(麻生区)
- ※職業紹介のみ実施

職業紹介業務

- 雇用保険給付・適用 ○給付金申請
- 公共職業訓練、基金訓練の相談・受講あっせん
- 雇用調整助成金 ○求人申込 ○雇用情勢等統計他

区役所に求人端末設置及び職員派遣

memo

指定都市の取組状況

- 一体的実施に既に取り組んでいる(9市)
〔札幌、さいたま、千葉、相模原、静岡、名古屋、大阪、広島、北九州〕
- 一体的実施に向け労働局と協議中(6市)
〔京都、堺、神戸、岡山、福岡、熊本〕
- 労働局との協議に至っていない(5市)
〔仙台、川崎、横浜、新潟、浜松〕

(平成24年5月指定都市市長会 経済・雇用部会アンケート)

